

法令改正の御案内

●令和7年度の鉱山保安法令の改正は次のとおり。

1. 鉱山保安法施行規則(令和7年7月7日公布・施行)

・ 挟まれ・巻き込まれによる危害防止措置について改正

鉱業権者が保安規程に定めなければならない保安を確保するための措置の内容に、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」を追加。

2. 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針(内規)の改正(令和7年7月7日施行)

(1) 鉱山施設の共通の技術基準について改正

- 鉱山労働者の安全を確保するための必要な設備について改正
 - ・ 墜落による危険を防止するための設備等について追加。
 - ・ 機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における設備等について追加。
- その他必要な設備の明確化

(2) 火薬類取扱所の盗難防止装置について改正

火薬類取扱所における盗難防止に関し、新たに JIS K4832:2018 に適合する警鳴装置を設置することを追加。

上記1. 及び2. の改正文等は、以下経済産業省 HP または二次元バーコードから御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html



●令和8年度、鉱山保安法令の改正概要は資料4-3のとおり。

令和8年5月8日から6月8日を期限とし、パブリックコメント「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令(案)及び鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程(案)並びに鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程(案)に対する意見公募について」を実施しており、その内容については、「e-GOV (<https://www.e-gov.go.jp/>)」または二次元バーコードから御確認ください。

